



県章

山形県公報

平成27年4月7日(火)

第2636号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農政企画課) ……535
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……536
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 昭和41年10月県告示第1051号(不動産登記法の規定による所有権移転登記の嘱託を請求する場合の様式の指定)の廃止……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の利用料金……………(教育庁) ……537

教育委員会関係

告 示

- 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の開館時間及び休館日……………同

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……538
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第401号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.45%」を「年0.40%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成27年3月18日から適用する。
- 2 平成27年3月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第402号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.45パーセント」を「年0.40パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成27年3月18日から適用する。
- 2 平成27年3月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
月光川土地改良区
- 2 事務所の所在地
飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地
- 3 認可年月日
平成27年3月30日

山形県告示第404号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市内
- 2 公共測量を実施した期間
平成26年11月1日から平成27年3月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量）

山形県告示第405号

昭和41年10月県告示第1051号（不動産登記法の規定による所有権移転登記の嘱託を請求する場合の様式の指定）は、廃止する。

平成27年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第406号

次の開発行為は、完了した。

平成27年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成27年3月4日 指令置総建第79号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
南陽市和田字西大作3375番1、3376番1、3376番2、3377番1、3377番2、3378番、3379番、3380番、3381番の一部、3388番2の一部、3389番1の一部、3390番の一部、3391番の一部、3392番1、3392番2、3393番、3394番、3395番、3396番1、3361番、3365番の一部、3372番1の一部、3372番2の一部、3382番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
南陽市三間通436番地の1 南陽市土地開発公社

山形県告示第407号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号）第7条第2項の規定により、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		利用料金
個 人	大学の学生及びこれに準ずる者	100円
	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員	無料
	身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人	無料
	上記以外の者	200円
団 体 (20人以上のものに限る。)	大学の学生及びこれに準ずる者	1人につき 70円
	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員	無料
	身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人	無料
	上記以外の者	1人につき 150円

2 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

教育委員会関係**告 示**

山形県教育委員会告示第7号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号）第5条第2項の規定により、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成27年4月7日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

1 開館時間

午前9時から午後5時までとする。ただし、午後4時30分以降は、入館することができない。

2 休館日

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（祝日法第2条に規定する憲法記念日、みどりの日、こどもの日及び文化の日を除く。）

- (2) 月曜日（月曜日が祝日法第2条に規定するこどもの日又は文化の日であるときは、その翌日）
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）

3 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成27年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成27年3月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人しらたか地域再生ネットワーク

(2) 代表者の氏名

長谷川 俊夫

(3) 主たる事務所の所在地

西置賜郡白鷹町大字荒砥甲7-1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、山形県白鷹町の町民及び山形県民に対して、地域資源の有効な活用による再生可能エネルギーの開発と、省エネルギーの促進に関する事業を行い、原発に頼らない社会の実現とCO2削減に寄与し、かつそれを通じて地域の仕事づくりに貢献し、地域循環型経済への転換を促進することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年4月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				敷金	摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者 円	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 円	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 円	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 円			収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 円	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 円
県営小国アパ ート1号	西置賜郡小国町 大字兵庫館三丁 目3-9	3DK	58.0	2	一般用	13,300	15,300	17,500	19,800	22,600	26,100	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 2号	同	同	59.4	1	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000		単身可
同 宝前町住宅	同 白鷹町 大字十王5502- 11	同	77.0	1	同	18,600	21,500	24,600	27,700	31,700	36,600		
同 飯豊アパ ート	同 飯豊町 大字萩生3893- 3	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300		

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年4月13日から同月17日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成27年4月17日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成27年6月上旬

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成27. 3. 31	号外（5）	22	下から6	法律第 号	法律第2号
同	同	23	2	法律第 号	法律第2号

平成27年4月7日印刷
平成27年4月7日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056